

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成30年3月2日（平成30年（行情）諮問第125号）

答申日：平成30年11月21日（平成30年度（行情）答申第327号）

事件名：特定鉄道の特定事故に係る調査資料の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月15日付け国広情第312号により、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から意見書が提出されているが、諮問庁に閲覧させることが適当でない旨の意見が付されているので、意見書の内容は記載しない。

- (1) 審査請求人が平成29年10月15日付けで法4条1項の規定に基づき「特定年月日に発生した特定鉄道事業者A特定駅付近の特定列車の火災類焼事故にかかる同社総合指令所職員及び乗務員の事後対応及び避難誘導の状況について調査を行った資料及びその調査過程において省内共有された中間資料一切。なお、資料の特定が困難な場合は同条2項後段の規定に基づき想定される資料一切の提出を要請する」趣旨の情報公開請求を行ったところ、処分庁から平成29年11月15日付け国広情第312号にて上記1に記載する処分を受けた（内容は添付書類1参照。（略））。
- (2) 処分庁は、不開示の理由を、法5条5号に該当し、また、同条6号柱書きに該当するからとしている。
- (3) しかしながら、本件処分は以下の理由により、法解釈を誤っておりかつ違憲、違法である。

処分庁は不開示理由として、第1に「当該事象については、現在も調

査を実施しているところであり，事実関係の確認が不十分な情報は，公にすることにより，国民の誤解や憶測を招き，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから，法5条5条に該当し」，また，第2に「また，当該請求に係る行政文書を公にすることにより，本調査に係る事務に関し，公正かつ能率的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，同条6号柱書きに該当する」を掲げている。

本二事由について，何れもが法解釈を誤っており，その妥当性を欠くことをここに検証する。

- (4) 不開示理由の第1として，処分庁は「当該事象については，現在も調査を実施しているところであり，事実関係の確認が不十分な情報は，公にすることにより，国民の誤解や憶測を招き，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから，法5条5条に該当」としている。

まず，事故発生後2ヶ月をも経過した現在においても「現在も調査を実施しているところであり」とするのは，単に処分庁の拙劣な調査技量が招来したに過ぎないのであるから，本件不開示の理由構成要素として掲げるのは適切ではない。

一方，処分庁及び警察，消防等の公的機関は，むしろ国民の健全で発展的な意味での批判，建設的な意見，在野の各分野研究者からの提言を受けなければならないのであって，これは調査完了後のみではなく，その経過においてこそ，様々な意見に晒されることにこそ意義があるものと考えられる。いわゆる官僚制下においては，一度，結論が出てしまうと，方向性が硬直的，恣意的となりその補正が困難になることにも留意が必要である。したがって，「現在も調査を実施しているところであり」と言うのは，理由としての妥当性を欠く。

また，ここで言う「公にすることにより，国民の誤解や憶測を招き，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは何を意味するのかを検証する。仮に特定鉄道事業者Aの踏切安全確認措置，火災待避措置，避難誘導措置及び各種マニュアル整備等に致命的な欠陥が調査の中途過程で発見されたとした場合，今回の情報開示に伴って，情報に接した利用者が狼狽し，特定鉄道事業者A不乗車デモが発生し，特定鉄道事業者A本社，国交省本省に暴徒が押しかけ，或いは利用者に無用の不安が増し電車乗車時は防火服に酸素ボンベを着用しなければ乗車不能となるなどのデマが拡がる，更には，当時の乗務員及びその家族に対し事故の責任ありとし，自警団による私刑が加えられる，などと言うことが，万が一にも考えられるというのか。全くもって処分庁の主張は荒唐無稽と言わざるを得ない。実際は，せいぜいに，新聞の論評欄にて，関係当局への批評記事が掲載される程度のものではないか。

次に法的な検討であるが，法5条は，行政機関の長は，法3条の開示

請求があったときは、開示請求に係る行政文書に法5条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない旨定めている。

同条が定める不開示情報で、本項に係るものは以下のとおりである。

5号：「国の機関，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。」

処分庁は，本件不開示部分は，国の機関が調査過程の情報に関し，公にすることにより，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであるとして，法5条5号の不開示情報に該当する旨を主張する。

そこで，同号の趣旨について検討してみるに，法による開示の対象となる行政文書は，行政機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書等で，当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして，当該行政機関が保有しているものをいう（組織共用文書。法2条2項）ことから，国の機関内における検討又は協議に関する情報が記録された文書等であつて，後々に決裁等がされ，事案の処理が終了する前の段階のものであつても法の適用を受けることになるところ，これらの情報が時期尚早な段階で開示されることによって，未成熟な情報が確定的情報と誤解され国民の間に混乱を生じさせたりなどすることも一般論としては確かにあり得るものといえる。他方，国民主権の理念にのっとり，行政機関の保有する情報の一層の公開を図り，もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに，国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するという法の目的（法1条）に照らせば，むしろ最終的な意思決定前の情報であつても，これを開示することが必要な場合も少なくないというべきである。ことに，この度の事故のような国民の安全確保に係るような情報についてはなおさらのことである。したがって，検討又は協議に関する情報の公開に際しては，上記のような政府の諸活動を国民に説明する責務の観点からこれを開示することによる利益と，最終的な意思決定前の情報を開示することにより生じる支障等とを比較衡量する必要があるところであつて，法5条5号が掲げる不開示情報について「不当に」という文言が付加されているのも，上記のような比較衡量を念頭において，開示することによる利益を斟酌しても，開示することにより生じる支障等が重大であり，不開示とすることに合理性が認められる場合に不開示とすることができるとの

趣旨によるものと解される。

そして、同号にいう「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、これらの情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨と解される。

そうであるところ、法1条の目的（とりわけ行政文書の開示請求権や政府の諸活動を国民に説明する責務等）や、法5条が行政文書は原則として開示しなければならないとし、同条各号所定の不開示情報が記録されている場合に例外的に不開示決定がなされる旨定めていること等に照らすと、同条5号にいうおそれは抽象的な危険性・可能性では足りず、客観的かつ具体的な危険性・可能性があることを要すると解すべきである。

本件不開示部分は、国の機関及の内部における検討又は協議に関する情報であることは明らかであるので、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれの有無について検討する。

国民の間に混乱を生じさせるおそれについては、処分庁は、意思形成過程にある未成熟な情報を開示することで、国民に誤解を与える旨主張する。

本項の意味するところは、扇動的な噂、重大な影響を及ぼすことが予想されるにも拘わらず極端に偏った見解等の未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることによる混乱を防止する趣旨と解される。これは、適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「国民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨と解すべき性質のものである。ないしは、これら情報を時期尚早な段階で開示することによって、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるような場合が考えられる。更には、これら情報が一部の者に漏えいすることにより違法な投機等が行われ限られた者のみが巨万の富を得るなどの可能性である。また、ここで言う「おそれ」とは単なる統計的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならないと「東京地判平成23・8・2判時2149号」は判示している。法的な検討においても、今回のケースがこれらに僅かにでも抵触する可能性は考える余地がない。また、ここで言う「不当」なものかどうかの判断であるが、当該情報の性質に照らし、公

にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断するものである。中途段階の情報であっても、その公表により、鉄道輸送の安全確保に係る国民的議論の深まりが期待出来るところであり、昨今の頻発する特定鉄道事業者B事故に関する不信感とも併せ、寧ろ積極的な情報公開により、国民各層の意見交換により解決策模索への寄与が期待出来るものと考えられ、利益こそ期待出来るものの発生する不利益はおおよそ考える事が出来ず、比較衡量の対象すら見あたらない。

処分庁の主張には、これら「国民の間に不当な混乱を生じさせるおそれ」の具体的立証及び「おそれ」に関する法的保護の蓋然性の説明も欠いており、何れについても現実的に想定し難い。

以上、調査状況について国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、その他に、本件不開示部分を開示することによって国民の間に混乱を生じさせることをうかがわせる事情も見当たらず、処分庁自らが後日、テレビカメラの前に立ち避難指示の妥当性等の調査を指示した旨、公になっていることから、調査の実施状況、内容が国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。また、その他に、本件不開示部分を開示することによって国民の間に混乱を生じさせることをうかがわせる事情も見当たらない。

したがって、本件不開示部分について、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められないから、本件不開示部分が法5条5号に該当すると認めることはできない。

- (5) 不開示理由の第2として、処分庁は「また、当該求に係る行政文書を公にすることにより、本調査に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書に該当する」としている。同条が定める不開示情報で、本項に係るものは以下のとおりである。

6号：「国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，同号イないしホに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」

本件文書に記録されている情報が、いずれも、「国の機関…が行う事務又は事業に関する情報」（法5条6号前段）に該当することについては異議はなく、争点は、本件不開示情報が「公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号後段）に該当するか否かにある。

この情報が法5条6号にいう国の機関等が行う事務に関する情報に当たり、その情報が同号イの「監査，検査，取締り又は試験に係る事務」に該当することは明らかである。そして、この事務について「支障を及

ぼすおそれ」があるというためには、同号が事項的基準と定性的基準とを組み合わせ、不開示情報の範囲を規定している趣旨に照らして、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」その他、これに類するような、実質的支障が生ずるおそれが必要であり、この「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であって、その判断に広範な裁量権を与える趣旨ではないものと解するのが相当である。

処分庁の主張には、これら正確な事実の把握等を阻害する「実質的支障」も見あたらない上、「おそれ」に関する法的保護の蓋然性の説明も欠いており、何れについても現実的に想定し難い。

法5条6号の趣旨及び解釈等については、国が行う事務又は事業は公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由があるとの趣旨によるものと解される。

同号にいう当該事務又は事業の性質上とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かを判断する趣旨であると解され、適正な遂行に支障を及ぼすおそれとは、当該事務又は事業が、その根拠規定や趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で適正な遂行といえるものであることを求める趣旨であると解される。

そして、同条6号にいう支障の程度は名目的なものでは足りず、おそれの程度も、確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があることを要すると解すべきである。

以上、検証したように処分庁の両項（5号及び6号）に関する主張は理由が無く失当と言わざるを得ない。

なお、審査請求人の情報公開対象には特定鉄道事業者A提出資料等も含まれているものと推定するが、処分庁の主張する本不開示理由については、法5条2号イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は含まれておらず、同条5号及び6号の不開示理由が除去されれば、当該部分はなんらの障害なしに公開されるものと了解する。

本件処分により、審査請求人は、憲法21条が保障する知る権利及び法5条に規定されている「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」の義務を処分庁が果たさないことにより、知る権利を侵害されている。

以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、平成29年11月15日付け国広情第312号により、法5条5号及び6号柱書きに該当するとし不開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対し、原処分を取り消すとして審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

（上記第2の2と同様の内容であるので記載省略）

3 特定鉄道事業者A沿線火災について

特定年月日に特定鉄道事業者Aの沿線において火災が発生し、その燃焼物が列車の屋根上に燃え移る事象（以下「当該事象」という。）が発生した。

当該事象により、3時間以上に渡り本線における輸送障害が発生したため、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）19条の規定に基づき定めた鉄道事故等報告規則（以下「報告規則」という。）による報告義務が生じる。

特定鉄道事業者Aは、報告規則に基づき電話により当該事象の概要等を処分庁に速報するとともに、鉄道運転事故等届出書の作成を行っていた（提出期限は「発生の翌月20日まで」と報告規則で定められている）。

審査請求人から本件開示請求がなされた時点では、当該事象について、処分庁より特定鉄道事業者Aに対し、報告規則に基づく鉄道運転事故等届出書を求めていたところであり、また、当該事象に係る課題の整理や情報の共有を図ることを目的に、関係省庁及び特定鉄道事業者Aを含む鉄道事業者を構成員とする連絡会（以下「連絡会」という。）を設置するため、第1回会議として関係省庁間で検討を行ったところである。

4 本件対象文書について

(1) 特定鉄道事業者A沿線火災に関する概要資料（文書1）

本資料は、特定鉄道事業者Aから当該事象について報告を受けたもの及びその報告に基づき作成したもので構成され、処分庁内において情報共有したものである。

(2) 連絡会 第1回会議資料（文書2）

本連絡会は、沿線火災により火災現場付近に停止していた列車に類焼した事象を踏まえ、特に密集住宅地等において、線路の間近で火災が発

生した場合の列車の運行と消防による消防活動のあり方等について、関係者間で課題の整理や情報の共有を図ることを目的に検討を進めている会議である。

本資料は、特定鉄道事業者Aから当該事象について報告を受けたもの及びその報告に基づき作成したものが含まれており、関係省庁のみで開催した第1回会議において、当該事象の認識共有及び今後の検討事項等について議論するために使用したものである。

5 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記2の主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 法5条5号の妥当性について

文書1は、特定鉄道事業者Aから当該事象について報告を受けたもの及びその報告に基づき作成されたもので構成され、処分庁内で情報共有したものである。その後、当該事案の事実関係が明らかになるにつれて記載内容に相違が出てきている状況であった。また、処分庁により特定鉄道事業者Aに対し、発生当時の状況や事実関係の報告を求めていた。

よって、特定鉄道事業者Aの報告と事実関係が異なる文書を開示することは、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるだけでなく、特定鉄道事業者Aに不利益を及ぼすおそれがあると認められる。

また、文書2は、関係者間で課題の整理や情報の共有を図ることを目的に検討を進めている連絡会の第1回会議資料であり、第2回以降の連絡会において、関係者からの当該事象に関する報告及び文書1の内容に基づき、当該事象の事実関係を把握し、課題の整理等を行っていく前の段階の資料である。

仮に正確な事実関係を把握する前に資料を公にすることになれば、特定鉄道事業者Aをはじめとする関係者から当該事象の事実関係を聴取する際に、責任を回避する目的で、関係者が不都合な発言を行わないことが予想され、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることとなり、これは、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

以上のことから、法5条5号により不開示とした原処分は妥当であると考える。

(2) 法5条6号柱書きの妥当性について

同種事象の再発を防止するため、特定鉄道事業者Aをはじめとする関係者より発生当時の状況や事実関係の報告を求め、その内容を確認し、整理しているところであるが、現時点で情報を公にすることにより、特定鉄道事業者Aをはじめとする関係者が責任を回避する目的で、不都合

な報告を行わないことが予想され、正確な事実関係の把握が困難になるおそれがあることから、当該事象に対する再発防止に係る事務の公正かつ能率的な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号により不開示とした原処分は妥当であると考えます。

(3) 法5条2号イについて

本件対象文書については、特定鉄道事業者Aから当該事象について報告を受けたもの及びその報告に基づき作成したもので構成され、処分庁内で情報共有したものである。その後、当該事案の事実関係が明らかになるにつれて、記載内容に相違が出てきている状況であった。また、処分庁より特定鉄道事業者Aに対し、発生当時の状況や事実関係の報告を求めていたこともあり、特定鉄道事業者Aの報告と事実関係が異なる文書を不開示することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イを不開示理由として追加する。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、上記判断を左右するものではない。

7 結論

以上のことから、本件対象文書を法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした原処分は妥当であり、また同条2号イにも該当することから、不開示とした原処分は妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成30年3月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月27日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月1日 | 審議 |
| ⑦ | 同月22日 | 審議 |
| ⑧ | 同年11月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる文書1及び文書2であり、処分庁は、その全部を法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、不開示理由に法5条2号イを追加した上で、原処分を妥当としている

ことから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人が提出した意見書によると、本件対象文書の特定についても争うものと解されるところ、本件審査請求書に記載されていない以上、通常は、時機に後れた主張として判断の対象外としている。しかしながら、原処分 of 行政文書不開示決定通知書を見ると、処分庁は、「不開示決定した行政文書の名称」欄に別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）と同一の記載をするのみで、その全部を不開示としたことが認められるので、審査請求人は、開示請求の対象として特定された具体的な文書名を知り得なかったものと思料されるから、特定に係る主張が時機に後れたことにはやむを得ない事由があるというべきである。そこで、本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該事象の発生から本件開示請求まで約1か月であることから、本件開示請求時点で国土交通省において保有していた文書は、特定鉄道事業者Aから取り急ぎ報告を受けて取りまとめた概要資料である文書1と当該事象を受けて消防活動と列車運行の在り方を検討するため開催した連絡会の第1回会議資料である文書2のみである旨説明する。本件開示請求の時期からすると、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められないことから、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書1について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、文書1の不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

文書1は、国土交通省において当該事象の事実関係を把握するため、特定鉄道事業者Aから取り急ぎ報告を受けた内容を取りまとめて作成した資料であり、事実関係は未確定であって、更にその詳細が判明するにつれて記載内容に相違が出る状況にあったから、これを開示すると、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるだけでなく、特定鉄道事業者Aに不利益を及ぼすおそれがあり、法5条5号に該当する。

また、文書1には、特定鉄道事業者Aから任意で報告を受けた乗務員等の対応状況等が具体的に記載されており、これを開示すると、今後同種事象の調査をするに当たり、関係者が責任を回避する目的で不都合な報告を行わなくなり、正確な事実関係の把握が困難となって、再発防止に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当する。

さらに、文書1は、上記のとおり特定鉄道事業者Aからの報告に基

づき作成したものであるが、事実関係の確認が不十分な情報であったから、これを開示すると、特定鉄道事業者Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

イ 文書1を見分すると、5枚の文書から構成されており、1枚目を除く4枚の文書には、当該事象が発生した際の特定鉄道事業者Aの乗務員等の対応状況、関係機関等とのやり取り等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。そして、これらの文書は、特定鉄道事業者Aからの任意の報告を受けて作成したとのことであるから、これらを開示すると、今後同種事象の調査をするに当たり、関係者が責任を回避する目的で不都合な報告を行わなくなり、正確な事実関係の把握が困難となって、再発防止に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、文書1のうち1枚目を除く部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 他方、文書1の1枚目については、当該事象の発生日時、場所、概況等の外形的事実が記載されているにすぎず、これらの情報は報道等で一般に公にされるものと同様のものと認められることから、これを開示しても、再発防止に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、また、特定鉄道事業者Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、文書1の1枚目については、法5条2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 文書2について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、文書2の開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

文書2は、当該事象を受けて消防活動と列車運行の在り方について関係者間で課題の整理と情報共有を図るため開催した連絡会の第1回会議資料である。連絡会は、第2回以降で関係者から報告を受け、課題を整理して検討結果を取りまとめることを予定しており、検討段階の資料である文書2を開示すると、今後の連絡会において関係者との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、また、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれもあり、法5条5号に該当する。

また、文書2には、文書1と同様に特定鉄道事業者Aから任意で報告を受けた未だ事実関係の確認が不十分な情報が含まれているから、文書2を開示すると、文書1と同様に、今後同種事象の調査をするに

当たり、関係者が責任を回避する目的で不都合な報告を行わなくなり、正確な事実関係の把握が困難となって、再発防止に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、特定鉄道事業者Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条6号柱書き及び2号イに該当する。

イ 文書2を見分すると、13枚の文書から構成されており、1枚目の議事次第を先頭に、6枚の配布資料と6枚の参考資料が添付されていることが認められる。

文書2のうち4枚目及び5枚目には、文書1（1枚目を除く。）と同様に国土交通省が特定鉄道事業者Aから任意で報告を受けた乗務員等の対応状況等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められるので、これらを開示すると、今後同種事象の調査をするに当たり、関係者が責任を回避する目的で不都合な報告を行わなくなり、正確な事実関係の把握が困難となって、再発防止に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、文書2のうち4枚目及び5枚目は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 他方、その余の部分（文書2の4枚目及び5枚目を除く部分）については、連絡会の議事次第、構成メンバー、検討事項の項目等の形式的事項が記載された文書の外、文書1の1枚目と同様の資料及び公表済みの参考資料であると認められ、関係者の発言等の具体的内容を含むものではないから、これらを開示しても、関係者との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、また、再発防止に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや特定鉄道事業者Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、文書2の4枚目及び5枚目を除く部分は、法5条2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条2号イ、5号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

特定日に発生した特定事業者 A の火災類焼事故にかかる同社総合指令所職員及び乗務員の事後対応及び避難誘導状況について調査を行った資料及びその調査過程において国土交通省内で共有された中間資料一切

2 本件対象文書

文書 1 特定鉄道事業者 A 沿線火災に関する概要資料

文書 2 沿線近接火災における消防活動と列車運行のあり方に関する連絡会
第 1 回会議資料

3 開示すべき部分

文書 1 1 枚目

文書 2 4 枚目及び 5 枚目を除く部分